

水産委員会議録 第二十二号

(四三九)

昭和二十七年三月二十四日(月曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長

川村善八郎君

理事小高

烹郎君 理事田口長治郎君

理事永田

節君

鈴木 善幸君

富永格五郎君

二階堂 進君

原 健三郎君

平井 義一君

松田 鐵藏君

岡田 勢一君

小松 勇次君

木村 繁君

農林事務官 水

伊東 正義君

農林技官 水

伊藤 茂君

産官漁政部長

伊藤 茂君

船保険課長

伊藤 茂君

専門員 杉浦 保吉君

三種君

専門員 德久

三種君

三月二十日

漁船損害補償法案(松田鐵藏君外十

三名提出、衆法第一一號)

漁船損害補償法施行法案(松田鐵藏

君外十三名提出、衆法第二二號)

同月十九日 抑留漁船船員及び留守家族の生活保

障に関する陳情書(唐津市議会議長

宮崎芳郎)(第九三五號)

を本委員会に送付された。

第一章 総則(第二條—第三條)

第二章 漁船保險組合

第一節 通則(第四條—第十二

第二節 設立(第十三條—第二

第三節 組合員(第二十二條—

第四節 漁船保險事業(第三十

第五節 管理(第五十五條—第

第六節 解散及び清算(第七十

第七節 登記(第八十八條—第

第八節 監督(第一百九條—第

第九節 政府の再保險事業(第一百

第十節 保険料の負担及び補助金

の交付(第一百三十九條—第

第十一節 情報(第一百三十九條—第

第十二節 業態組合(第一百三十九條—第

第十三節 業態組合(第一百三十九條—第

第十四節 業態組合(第一百三十九條—第

第十五節 業態組合(第一百三十九條—第

第十六節 業態組合(第一百三十九條—第

第十七節 業態組合(第一百三十九條—第

第十八節 業態組合(第一百三十九條—第

第十九節 業態組合(第一百三十九條—第

第二十節 業態組合(第一百三十九條—第

第二十一節 業態組合(第一百三十九條—第

第二十二節 業態組合(第一百三十九條—第

第二十三節 業態組合(第一百三十九條—第

第二十四節 業態組合(第一百三十九條—第

第二十五節 業態組合(第一百三十九條—第

第二十六節 業態組合(第一百三十九條—第

第二十七節 業態組合(第一百三十九條—第

第二十八節 業態組合(第一百三十九條—第

第二十九節 業態組合(第一百三十九條—第

第三十節 業態組合(第一百三十九條—第

第三十一節 業態組合(第一百三十九條—第

第三十二節 業態組合(第一百三十九條—第

第二章 漁船損害補償

組合は、地域組合及び業態組合とする。

区域とする。但し、北海道及び兵庫県の区域において設立されるものについては、省令で特別の定をすることができる。

第三條 この法律において「漁船保険」とは、保険の目的たる漁船(漁船法(昭和二十五年法律第七十

八号)第二條第一項(漁船の定義)

に規定する漁船をいう)につき、滅失、沈没、損傷その他の事故によつて生じた損害を、心補する相

互保険をいう。

2 漁船保険は、特殊保険及び普通保険とし、「特殊保険」とは、戦争、変乱その他政令で定めるこれに準ずるものによる事故(以下「特殊保険事故」という。)を保険事故とする保険をいい、「普通保険」とは、特殊保険事故以外の事故(以下「普通保険事故」という。)を保険事故とする保険をいう。

3 業態組合とは、政令で定める特定の漁業に從事する特定の漁船の業態組合をいふを保険の目的とする組合をいう。

(組合の名称)

第八條 組合の名称中には、「漁船保険組合」という文字を用いなければならぬ。

2 組合でないものは、その名称中に、「漁船保険組合」という文字を用いてはならない。

(登記)

第九條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(組合の事業年度)

第十條 組合の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(組合の住所)

第六條 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(組合の人格)

第五條 組合は、法人とする。

(組合の目的)

第四條 漁船保険組合(以下「組合」という。)は、組合員の所有する漁船につき、漁船保険事業を行うことを目的とする。

(組合の登記)

第六條 組合の登記については、登録税を課さない。

(登記税)

第七條 組合がこの法律に基づいて登記については、登録税を課さない。

第八條 この法律による漁船損害補償に関する書類には、印紙税を課さない。

第九條 この法律による漁船損害

補償の目的とする。

第二節 設立

发起人

第十三條 組合を設立するには、組合員たる資格を有する者のうち、地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては五人以上が発起人とならなければならない。

第十四條 発起人は、あらかじめ組合の区域及び組員たる資格に限る所とともに公告して、設立準備会を開かなければならぬ。

下つてはならない。

第十五條 設立準備会においては、出席した前條第一項の目論見書に定める組合員たる資格を有する者の中から定款の作成に当るべき者（以下「定款作成委員」という。）を選任し、且つ、区域、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならぬ。

3 設立準備会の議事は、出席した前條第一項の目論見書に定める組合員たる資格を有する者の過半数については、十五人以上、業態組合については五人以上でなければならぬ。

（創立総会）

第十六條 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の一定の期間は、一週間を

下つはならな

3 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならぬ。創立総会においては、前項の定

し、区域及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

出た者の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。前項の者は、書面又は代理人をもつて議決権を行なうことができる。

第十七條 創立総会については、第二十九條第一項及び第三項並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第六十六條(表決権のない場合)の規定を準用する。

(設立の認可の申請)

第十八條 創立総会に於ける申請は、農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、農林大臣の要求があるときは、設立に関する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可)

一 設立の手続又は定款若しくは

事業監査の内容

令に基いてする行政庁の处分に違反するとき。

2 農林大臣は、前項の認可をし、又はしなかつたときは、逕轍なくその旨を書面で通知しなければならない。

(成立の時期)

第二十條 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(定款に記載すべき事項)

第二十一條 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 区域
- 四 事務所の所在地
- 五 事業
- 六 保険の目的及び保険料率
- 七 準備金の積立及び管理の方針に関する規定
- 八 剰余金の処分及び不足金の処理に関する規定
- 九 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
- 十 事業の執行に関する規定
- 十一 役員の定数、職務の分担及び選任に関する規定

十二 公告の方法

十三 在立の期間と江戸龍の事件

2 農林大臣は、模範定款例を定め
することができる。
第三節 組合員

第二十二條 組合員たる資格を有する者は、保険の目的たるべき漁船の所有者で、当該組合の区域内に、その者の住所又は当該漁船の主たる根拠地があるものとする。
(組合員たる地位)

組合の定款で定める期間内に保険料の支払をしなかつたときは、そのときに組合員たる地位を失う。

組合設立後に組合員になろうとする者が組合に保険料の支払をしておらず、その時は(定期)款で別段の定をしたときはその日)から組合員となる。

(脱退)

第二十四條 組合員は、三箇月前までに予告して、組合を脱退することができる。

2 組合員は、左の事由によつて脱退する。但し、第一号の場合については、組合の定款で別段の定をすることができる。

一 保険関係の全部の消滅

二 組合員たる資格の喪失

三 死亡又は解散

四 破産

五 除名

(保険の目的の譲受人等)

第二十五條 保険の目的たる漁船の譲受人が、第三十三條第一項の規

定により当該漁船につき組合體の
主の供給業者二十四十人連刑義務

不二水仙器用酒器

を承継したときは、その者は、当該漁船を譲り受けた時から組合員項の規定により承継を拒んだときは、この限りでない。

項の規定による保険関係に関する
権利義務の承継があつた場合に準
用する。

（除名の効果）

第二十七條 組合員が第二十四條第一項及び同條第二項第二号から五号までの規定により脱退したときは、第二十五條の規定に該当する場合の外は、保険関係は、消滅する。

組合員は、組合を脱退したとしても、脱退日の属する事業年度の追徴金及び保険金額の削減に関しては、その義務を免かれる。

除名については、第六十九條第一項の規定を準用する。

除名は、除名した組合員に対してその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

ができない。

(議決権)

第二十九條 組合員は、各々一箇の議決権を有する。

第二十九條 組合員は、定款の定めるところにより、第六十二條第三項の規定によりあらかじめ通知があつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

2 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

3 代理人人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

第四節 漁船保険事業

(保険の目的)

第三十條 保険の目的たるべき漁船は、総トン数千トン未満の漁船とし、業態組合にあつては政令で定める漁業に従事する漁船であつて政令で定める総トン数以上のものである。但し、地域組合にあつては、業態組合の保険の目的となつてない漁船とする。但し、地域組合にあつては、業態組合の保険の目的となつてない漁船であつても、水産業協同組合以外の法人で當時使用する従業員の数が三百人以上で、且つ、使用漁船の合計総トン数が五百トン以上のものが所有する政令で定める総トン数以上の漁船にとができない。

2 漁具は、定款の定めるところにより特約がある場合に限り、その属する漁船とともに保険の目的と

することができる。

3 前項の規定により漁具を保険の目的とする場合においては、この法律の規定中「漁船」とあるのは「漁船(漁具を含む。)」と読み替えるものとする。

(保険引受けの制限)

第三十一條 組合は、組合員又は組合員たる者を有する者から、保険の申込があつたときは、これに對して正当な事由がなければ、保険の引受けを拒むことができない。

(付保の義務等)

第三十二條 漁業協同組合の地区内にその住所を有し且つ政令で指定する漁船を所有する者(以下本條において「指定漁船の所有者」といいう。)の組員の三分の一以上の者が、政令で定める手続により指定漁船の所有者はすべてその所有する当該漁船の全部につき普通保険に付すべきことにつき同意をした者の(同意があつた後指定漁船の所有者となつた者を含む。)は、その所有する当該漁船の全部につき、普通保険に付さなければならぬ。

4 前項の規定による事業を行う漁業協同組合は、当該漁業協同組合の組合員からその所有する第一項の政令で指定する漁船以外の漁船において「指定漁船の所有者」といいうの組員の三分の一以上の者が、政令で定める手続により指定漁船の所有者はすべてその所有する当該漁船の全部につき普通保険に付すべきものにつき承認があつた場合に準用する。

5 第三項の規定による事業を行う漁業協同組合は、その組合員以外の者であつてその地区内に住所を有する者の所有する漁船に係る普通保険についても、第三項の事業を行うことができる。

6 第一項の規定により漁船を普通保険に付する場合における保険金額並びに第四項及び前項の規定の適用を受くべき漁船の普通保険の保険金額は、政令で定める金額を下るものであつてはならない。

7 組合は、第三項の事業を行う漁業協同組合に対し、その事務費と費用を受けける地区を公示しなければならない。

ならない。

3 第一項の規定による同意があつたときは、その代表者は、当該地区の漁業協同組合に対し、その同意を証する書面を添えて、当該漁業協同組合の組合員たる指定漁船の所有者が組合に支払うべき保険料を集収してその者に代り組合に払い込む事業を行ふべき旨の申出をしたときは、当該漁業協同組合は、正当な事由がある場合の外は、その申出に係る事業を行わなければならない。

4 前項の規定による事業を行う漁業協同組合は、当該漁業協同組合の組合員からその所有する第一項の政令で指定する漁船以外の漁船において「指定漁船の所有者」といいうの組員の三分の一以上の者が、政令で定める手続により指定漁船の所有者はすべてその所有する当該漁船の全部につき普通保険に付すべきものにつき承認があつた場合に準用する。

5 第二項の規定は、保険の目的たるべき漁船につき、相続その他の包括の権利義務の承継を拒むことができる。

6 第三項の規定による事業を行う漁業協同組合は、その組合員以外の者であつてその地区内に住所を有する者の所有する漁船に係る普通保険についても、第三項の事業を行うことができる。

7 第一項の規定により漁船を普通保険に付する場合における保険金額並びに第四項及び前項の規定の適用を受くべき漁船の普通保険の保険金額は、政令で定める金額を下るものであつてはならない。

8 第一項から第五項までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(保険の目的の譲渡)

第三十三條 保険の目的たるべき漁船の譲受人は、組合に通知して、保険関係に關する譲渡人の有する権利義務を承継することができる。

(危険の消滅)

第三十八條 組合は、保険の目的たるべき漁船につき、保険期間中その負担した危険が消滅したときは、定期料の定めるところにより、保険料の一部を組合員に払い戻すことができる。

2 前項の規定によつて保険料の払い戻をする場合及び払い戻をする制度は、政令で定める。

(追徴金)

第三十九條 組合は、定款の定めるところにより、追徴金を支払わせることができる。

2 前項の追徴金に関する制度は、省令で定める。

(相殺できない場合)

第三十九條 組合員は、組合に支払うべき保険料及び追徴金につき、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(保険金額の削減)

第四十一條 組合は、保険金額の支払に不足を生ずるときは、定款の定めるところにより、保険金額を削減することができる。

2 組合が前項の規定によつて保険金額を削減する場合であつても、そのでん補する額は、政府から支払を受けた再保険金額を下つてはならない。

(損害防止輕減の義務)

第四十二條 組合員は、保険の目的たるべき漁船につき、損害の防止及び

があったときは、保険証券を交付しなければならない。

2 保険証券に記載すべき事項は、省令で定める。

(保険証券の交付及び記載事項)

第三十七條 組合は、組合員の請求

第三十五條 保険関係は、組合が保険料を受け取った時に成立する。

2 組合の損害をでん補する責任は、定款で別段の定をした場合の外は、保険関係が成立した日の翌日から始まる。

(保険期間)

第三十六條 保険期間は、一年とす

る。但し、組合は、省令の定めるところにより、定款で別段の定を

することができる。

2 組合が前項の規定によつて保険金額を削減する場合であつても、そのでん補する額は、政府から支払を受けた再保険金額を下つてはならない。

(損害防止輕減の義務)

第四十二條 組合員は、保険の目的たるべき漁船につき、損害の防止及び

軽減に努めなければならない。このために必要又は有益であった費用は、省令の定めるところにより、組合がてん補する。

(組合員の通知義務)

第四十三條 組合員は、保険の目的たる漁船につき、組合のてん補すべき損害が発生したときは、定款の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。

第四十四條 組合員は、定款の定めるところにより、保険の目的たる漁船の構造、設備、漁業の種類等につき、重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ組合に通知しなければならない。

2 保険の目的たる漁船の危険が、その構造、設備、漁業の種類等の重大な変更により著しく増加する場合には、組合は、組合員に対し、その変更を制限し、その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

(組合の保険の目的的調査等)
第四十五條 組合は、保険の目的たる漁船に関する、調査をし、又は組合員に通常の修繕その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

(組合の免責事由)

第四十六條 左の場合には、組合は、てん補すべき額の全部又は一部につき、てん補する責を免かれることができる。

一 保険の目的たる漁船につき、事故による損害が、法令に違反して航行又は操業した場合に生じたとき。

二 組合員が、保険の目的たる漁船につき、損害の防止又は軽減を怠つたとき。

三 組合員が、第四十三條の規定による通知を著しく遅滞したため、損害の状況の認定が困難となつたとき。

四 渔船が捕獲、拿捕又は抑留され、三十日間解放されなかつたとき。

三 漁船が修繕することができなくなつたとき。

四 渔船が捕獲、拿捕又は抑留され、三十日間解放されなかつたとき。

五 前項第三号の規定に該当する場合においては、省令で定める。

六 前項第三号の規定に該当する場合において存する漁船保険につき、省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならぬ。

2 前項第三号の規定に該当する場合においては、省令で定める。

3 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

4 組合員が、前條の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

5 組合員が、前條の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

6 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

7 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

8 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

9 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

10 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

11 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

12 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

13 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

14 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

15 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

16 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

17 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

18 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

19 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

20 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

21 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

22 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

23 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

24 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

25 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

26 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

27 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

28 前項第三号の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

務」とあるのは「保険料支払ノ義務及ヒ追徴金支払ノ義務」と、第六十一条中「第八百三十六條第一項中「三ヶ月」とあるのは「省令ヲ以テ定ムル期間」と、第八百三十六條第八百三十九條第一項中「第八百三十三條第一号、第三号及び第四号」とあるのは「漁船損害補償法第五十條第一号、第三号及び第四号」と読み替えるものとする。

2 (責任準備金の積立)

第五十一條 組合は、毎事業年度終において存する漁船保険につき、省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならぬ。

2 (準備金の積立)

第五十二條 組合は、不足金の補てんに備えるため、省令の定めるところにより、毎事業年度の剩余金の中から準備金を積み立てなければならない。

2 (役員の定数及び選任)

第五十五條 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 (監事の定数)

監事の定数は、二人以上とする。

2 (理事会の定数)

理事会の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

2 (設立の選任)

設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 (役員の任期)

第五十六条 役員の任期は、一年と定められる。但し、定款で二年以内において別段の任期を定めたときは、その期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかるわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

2 (役員の兼任禁止)

第六十条 組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

2 (理事の職務)

第六十一条 理事の職務を行つ者がないとき、又は前條の請求があつた場合において理事が正当な事由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

2 (役員の任期)

第五十六条 役員の任期は、一年と定められる。但し、定款で二年以内において別段の任期を定めたときは、その期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかるわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

2 (役員の兼任禁止)

第六十二条 組合が組合員に對してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

第五十七條 理事は、監事又は組合の職員と、監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはならない。(理事の自己契約等の禁止)

第五十八條 組合が理事と契約するときは、監事が、組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

2 (商法の準用)

第五十九條 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 (理事会の招集)

第六十条 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集する。

2 (役員の選任)

第六十一条 理事の選任は、総組合員の三分の一以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

2 (監事の選任)

監事の選任は、総組合員の三分の一以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

2 (役員の任期)

第六十二条 理事の任期は、一年と定められる。但し、定款で二年以内において別段の任期を定めたときは、その期間とする。

2 (役員の兼任禁止)

第六十三条 組合員が、組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

2 (役員の職務)

第六十四条 理事の職務を行つ者がないとき、又は前條の請求があつた場合において理事が正当な事由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

2 (役員の任期)

第六十五条 役員の任期は、一年と定められる。但し、定款で二年以内において別段の任期を定めたときは、その期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかるわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

2 (役員の兼任禁止)

第六十六条 組合が組合員に對してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

2 (役員の兼任禁止)

第六十七条 理事は、監事又は組合の職員と、監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはならない。

2 (理事の自己契約等の禁止)

第六十八条 組合が理事と契約するときは、監事が、組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

2 (商法の準用)

第六十九條 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集する。

2 (監事の選任)

第七十条 理事の選任は、総組合員の三分の一以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

2 (役員の任期)

第七十一条 理事の任期は、一年と定められる。但し、定款で二年以内において別段の任期を定めたときは、その期間とする。

2 (役員の兼任禁止)

3

総会の招集の通知は、その会日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(定款その他の書類の備付及び閲覽)

第六十三条 理事は、定款及び総会の議事録を各事務所に備えて置き、且つ、省令の定めるところにより、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

2 組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覽を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覽)

第六十四条 理事は、通常総会の会期に掲げる書類の閲覽を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覽)

第六十五条 理事は、通常総会の会期に掲げる書類の閲覽を求めることができる。

2 組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覽を求めることができる。

3 第一項に掲げる書類の閲覽を求めることができる。

(役員の解職の請求)

第六十六条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員の解職を請求することができる。

2 前項の規定による解職の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令に基いてする行政の処分又は定款の違反を

3

理由として解職を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による解職の請求は、解職の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解職の請求があつたときは、理事は、これを総会の議に附さなければならぬ。

5 第三項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、総会の会期の七日前までに、当該請求に係る役員にその書面又はその写を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可については、第十八条の規定を準用する。

4 農林大臣は、特殊保険の保険料率についての定款の変更を命ずることができる。

5 前項の規定による定款変更の命令があつた場合には、第六十七条及び第一項から第三項までの規定にかかるわらず、その命令により、定款変更の効力を生ずるものとする。

(総会に関する民法の準用)

第六十七条 左の事項は、総会の議決を経なければならない。

1 定款の変更

(総会の議決事項)

第五十六條中「裁判所」とあるのは、「農林大臣」と読み替えるものとする。

2 前項の規定による定款の変更は、総会の議決を経なければならない。

3 第一項に掲げる書類の閲覽を求めることができる。

4 第一項に掲げる書類の閲覽を求めることができる。

5 第一項に掲げる書類の閲覽を求めることができる。

二 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案

(総会の議事)

第六十八條 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定がある場合

4

を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。

4 第十九條 定款変更の議決は、総組合員の過半数が出席し、その議決権の三分の二以上の多数によらなければならぬ。

5 第三項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、総会の会期の七日前までに、当該請求に係る役員にその書面又はその写を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可については、第十八条の規定を準用する。

4 農林大臣は、特殊保険の保険料率についての定款の変更を命ずることができる。

5 前項の規定による定款変更の命令があつた場合には、第六十七条及び第一項から第三項までの規定にかかるわらず、当該組合の区域に包括される市町村の事務所の掲示場に、選挙の期日、選挙の方法その他の選挙につき必要な事項を記載した書面を掲示すればよい。

6 投票は、一人につき一票とする。

7 組合が第四項の規定により定款で総代の選挙についての選挙区及び総代の選挙において選挙すべき選挙のため組合が組合員に対しごの規定にかかるわらず、当該組合の規定にかかるわらず、当該組合の区域に包括される市町村の事務所の掲示場に、選挙の期日、選挙の方法その他の選挙につき必要な事項を記載した書面を掲示すればよい。

8 前項の掲示は、選挙の期日の少なくとも十日前までにしなければならない。

9 総代については、第五十六條及び第六十五条の規定を準用する。

10 総代については、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、解散又は合併の議決をおいては、解散又は合併の議決をすることができない。

(総代会)

第七十二条 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は從たる事務所において、その

2

代会を開けることができる。

2 総代は、組合員でなければならぬ。

3 参事については、商法第二百八十九条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第三十九條(共同支配人)、第四十一條(支配人の義務)並びに第四十二條(委見支配人)の規定を準用する。

4 総代は、定款の定めるところにより選挙する。但し、設立当時の組合員は、創立総会において選挙する。

5 総代の選挙は、無記名投票によつて行う。

6 投票は、一人につき一票とする。

7 総代が第四項の規定により定款で総代の選挙についての選挙区及び総代の選挙において選挙すべき選挙のため組合が組合員に対しごの規定にかかるわらず、当該組合の区域に包括される市町村の事務所の掲示場に、選挙の期日、選挙の方法その他の選挙につき必要な事項を記載した書面を掲示すればよい。

8 前項の掲示は、選挙の期日の少なくとも十日前までにしなければならない。

9 総代については、第五十六條及び第六十五条の規定を準用する。

10 総代については、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、解散又は合併の議決をすることができない。

(解散手当)

第七十三条 組合は、その常勤する有給の役員又は職員の退職手当について、定款で必要な定をしなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又は会計主任の解職の可否を決しないければならない。

2 第一項の規定による請求は、解職の理由を記載した書面に提出してしなければならない。

3 前項の規定による請求は、解職の理由を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解職を請求することができる。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又は会計主任の解職の可否を決しないければならない。

5 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又は会計主任の解職の可否を決しないければならない。

6 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又は会計主任の解職の可否を決しないければならない。

7 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又は会計主任の解職の可否を決しないければならない。

8 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又は会計主任の解職の可否を決しないければならない。

9 総代については、第五十六條及び第六十五条の規定を準用する。

10 総代については、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、解散又は合併の議決をすることができない。

(解散手当)

2

業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解職は、理事の過半数によつて決する。

3 参事については、商法第二百八十九条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第三十九條(共同支配人)、第四十一條(支配人の義務)並びに第四十二條(委見支配人)の規定を準用する。

4 総代は、定款の定めるところにより選挙する。但し、設立当時の組合員は、創立総会において選挙する。

5 総代の選挙は、無記名投票によつて行う。

6 投票は、一人につき一票とする。

7 総代が第四項の規定により定款で総代の選挙についての選挙区及び総代の選挙において選挙すべき選挙のため組合が組合員に対しごの規定にかかるわらず、当該組合の区域に包括される市町村の事務所の掲示場に、選挙の期日、選挙の方法その他の選挙につき必要な事項を記載した書面を掲示すればよい。

8 前項の掲示は、選挙の期日の少なくとも十日前までにしなければならない。

9 総代については、第五十六條及び第六十五条の規定を準用する。

10 総代については、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、解散又は合併の議決をすることができない。

(解散手当)

第七十四条 組合は、その常勤する有給の役員又は職員の退職手当について、定款で必要な定をしなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又は会計主任の解職の可否を決しないければならない。

2 第一項の規定による請求は、解職の理由を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解職を請求することができる。

3 前項の規定による請求は、解職の理由を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解職を請求することができる。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又は会計主任の解職の可否を決しないければならない。

5 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又は会計主任の解職の可否を決しないければならない。

6 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又は会計主任の解職の可否を決しないければならない。

7 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又は会計主任の解職の可否を決しないければならない。

8 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又は会計主任の解職の可否を決しないければならない。

9 総代については、第五十六條及び第六十五条の規定を準用する。

10 総代については、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、解散又は合併の議決をすることができない。

(解散手当)

2

業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解職は、理事の過半数によつて決する。

3 参事については、商法第二百八十九条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第三十九條(共同支配人)、第四十一條(支配人の義務)並びに第四十二條(委見支配人)の規定を準用する。

4 総代は、定款の定めるところにより選挙する。但し、設立当時の組合員は、創立総会において選挙する。

5 総代の選挙は、無記名投票によつて行う。

6 投票は、一人につき一票とする。

7 総代が第四項の規定により定款で総代の選挙についての選挙区及び総代の選挙において選挙すべき選挙のため組合が組合員に対しごの規定にかかるわらず、当該組合の区域に包括される市町村の事務所の掲示場に、選挙の期日、選挙の方法その他の選挙につき必要な事項を記載した書面を掲示すればよい。

8 前項の掲示は、選挙の期日の少なくとも十日前までにしなければならない。

9 総代については、第五十六條及び第六十五条の規定を準用する。

10 総代については、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、解散又は合併の議決をすることができない。

(解散手当)

第七十五条 組合は、左の事由によつて解散する。

1 定款に定める存立の期間の満了又は解散事由の発生

二 総会の決議

三 組合の合併

四 破産

五 第百十一條第二項の規定によ

る解散の命令

2 解散の決議については、第六十

九條第一項の規定を適用する。

3 解散の決議は、農林大臣の認可

を受けなければ、その効力を生じ

ない。

4 組合は、第一項の事由による外、

組合員が、地域組合にあつては十

五人未満、業態組合にあつては五

人未満になつたことによつて解散

する。

5 組合は、前項の規定により解散

したときは、遅滞なくその旨を農

林大臣に届け出なければならな

い。(解散の効果)

第六十條 組合が解散したとき

は、合併の場合を除いては、保険

関係は、終了する。

2 前項の場合には、組合は、まだ

経過しない期間に対する保険料を

払い戻さなければならない。

(合併の手続)

第七十六條 組合が解散したとき

は、合併の場合を除いては、保険

は、合併の場合を除いては、保険

(財産目録及び貸借対照表の作成)

第七十八條 組合が合併の議決をし

たときは、その議決の日から二

週間以内に財産目録及び貸借対照

表を作らなければならない。

(債権者の異議)

第七十九條 組合は、前條の期間内

に債権者に対し、異議があれば

一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債

権者には、別にこれを催告しなければならない。

2 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

3 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

4 組合は、新設合併の手続

第五十條 合併によって組合を設立するには、各組合の総会において

組合員の中から選任した設立委員

が共同して、定款を作成し、役員

を選任し、その他設立に必要な行

為をしなければならない。

2 前項の規定による役員の選任

は、合併をしようとする組合の組

合員の中から選任するべきであると

い。但し、特別の事由があるとき

は、組合員以外の者から選任する

ことができる。この場合には第

五十五條第四項本文の規定を準用

する。

3 第一項の規定による設立委員の

選任については、第六十九條第一

項の規定を準用する。

(財産目録及び貸借対照表の作成)

第七十八條 組合が合併の議決をし

たときは、その議決の日から二

週間以内に財産目録及び貸借対照

(民法及び非訟事件手続法の準用)

(合併の時期)

第八十一條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によって設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第九十四條に規定する登記をすることによつて

その効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第八十二條 合併後存続する組合又は合併によって設立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(当該組合がその行う事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。)を承継する。

(新設合併の手続)

第八十條 合併によって組合を設立するには、各組合の総会において

組合員の中から選任した設立委員

が共同して、定款を作成し、役員

を選任し、その他設立に必要な行

為をしなければならない。

2 前項の規定による役員の選任

は、合併をしようとする組合の組

合員の中から選任するべきであると

い。但し、特別の事由があるとき

は、組合員以外の者から選任する

ことができる。この場合には第

五十五條第四項本文の規定を準用

する。

(清算事務)

第八十四條 清算人は、就職の後遅

滞なく、組合の財産の状況を調査

し、財産目録及び貸借対照表を作

り、財産処分の方法を定め、これ

を総会に提出してその承認を求め

なければならない。

第八十五条 清算人は、組合の債務

を弁済した後でなければ、組合の

財産を分配することができない。

なれば、その効力を生じない。

3 前項の場合には、第十八條の規

定を準用する。

(財産目録及び貸借対照表の作成)

(第八十七条 組合の解散及び清算に

ついては、民法第七十三條(清算

法人)、第七十五條(裁判所による

清算人の選任)、第七十六條(清算

人の解任)及び第七十八條から第

八十三條まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五

条第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六條(検査人の選任)、第三十七條ノ二(準用規定)、第百三十五條ノ二十五第五二項及び第三項(意見の聽取等)、第三百三十六條(管轄裁判所)、第三百三十七條(清算人の選任の裁判)及び第百三十八條(清算人不適格者)の規定を適用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは「漁船損害賠償法第八十三條」と読み替えるものとする。

2 前項の規定による清算の場合は、裁判において、民法第七十五條中「前條」とあるのは「漁船損害賠償法第八十三條」と読み替えるものとする。

3 前項の規定による清算の場合は、裁判において、民法第七十五條中「前條」とあるのは「漁船損害賠償法第八十三條」と読み替えるものとする。

2 前項の規定による清算の場合は、裁判において、民法第七十五條中「前條」とあるのは「漁船損害賠償法第八十三條」と読み替えるものとする。

(従たる事務所新設の登記)

第八十九條 組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

3 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

4 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

5 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

6 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

7 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

8 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

9 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

10 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

11 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

12 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

13 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

14 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

15 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

16 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

17 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

18 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

19 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

20 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

21 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

22 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

23 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

24 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

25 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

26 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

27 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

28 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

29 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

30 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

31 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

32 従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記すれば登記しなければならない。

(参考の登記)

第九十二條 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様である。

(解散の登記)

第九十三條 組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第九十四條 組合が合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については、合併によって設立した組合については第八十八條第二項に規定する登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第九十五条 清算人は、その就職の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

2 前項の規定により登記した事項の変更については、第九十

一條の規定を準用する。

(清算結了の登記)

第九十六條 組合の清算が結了したときは、清算結了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第九十七條 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が、管轄登記所としてこれをつかさどる。

2 登記所に、漁船保険組合登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第九十八條 組合の設立の登記は、役員全員の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを誓する書面を添附しなければならない。

3 合併による組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第七十九條第一項の規定により公告及び催告をしたこと、並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対して弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことの証する書面を添附しなければならない。

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3 農林大臣が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その廃止によつてする。

第九十九條 第八十八條第三項の規定による登記は、理事の申請によつてする。

(事務所新設、移転及び設立の登記事項変更の登記の申請)

第一百條 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第八十八條第二項の事項の変更の登記は、理事又

は清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならぬ。

3 組合の合併による変更の登記の申請については、第九十八條第一項及び第三項の規定を準用する。

(参考の登記の申請)

第一百一條 参事の選任、第九十二條の規定により登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅の登記は、理事の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、参事の選任の登記の申請書には、参事の選任と同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書には、その事項を証する書面を添附しなければならない。

3 前項の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第八十六條の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

3 前項の登記の申請書には、清算人が第八十六條の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3 農林大臣が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その廃止によつてする。

第一百條 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

(登記事項の公告)

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3 農林大臣が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その廃止によつてする。

2 前項の場合には、第九十八條第三項及び前項第二項の規定を準用する。

(清算人の登記の申請)

第一百四條 第九十五條第一項の規定による登記の申請書には、理事が資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第九十五条第二項の規定による登記は、清算人の申請によつてする。

(清算結了の登記の申請)

2 前項の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 前項の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第八十六條の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

3 前項の登記の申請書には、清算人が第八十六條の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3 農林大臣が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その廃止によつてする。

第一百條 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

(登記事項の公告)

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3 農林大臣が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その廃止によつてする。

2 前項の場合には、第九十八條第三項及び前項第二項の規定を準用する。

要があると認めるときは、組合からその業務又は財産の状況に関する報告を徴することができる。

報告を徴することができる。(業務又は会計状況の検査)

第一百條 組合員又は総代が、総組合員又は総代の十分の一以上の割合を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政の処分若しくは定款に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、農林大臣は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 農林大臣は、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政の処分若しくは定款に違反する疑があると認めるとき、又はその業務若しくは財産の状況により監督上必要があると認めるときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

2 農林大臣は、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政の規定により報告を徴した場合は前條の規定により検査を行つた場合において、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政の処分若しくは定款に違反する疑があるときは、その組合に対し報告を徴することができる。

2 組合が前項の規定による命令に違反したときは、農林大臣は、その組合の解散を命ずることができる。

組合員又は総代の十分の一以上
の同意を得て、総会又は総代会の
招集手続、議決の方法又は選挙が
法令、法令に基いてする行政の
処分又は定款に違反することを理
由として、その議決又は選挙若し
くは当選決定の日から一箇月以内
に、その議決又は選挙若しくは當
選の取消を請求した場合において、
農林大臣はその違反の事実が
あると認めるときは、当該議決又
は選挙若しくは當選を取り消すこ
とができる。

(保険引受けの通知)
第百十九條 組合は、その組合員と
の間に保険関係が成立したとき
は、省令の定めるところにより、
当該保険関係に関する事項を農林
大臣に通知しなければならない。
通知した事項に変更を生じたとき
も、同様とする。

(保険事故発生の通知)
第百二十條 組合は、保険事故が発
生したと認めるときは、省令の定
めることにより、遅滞なくその
旨を農林大臣に通知しなければな
らない。

(再保険の免責)
第百二十一條 左の場合には、政府
は、省令の定めるところにより、
再保険金額の全部又は一部につ
き、その支払の責を免かれること
ができる。

一 組合が法令又は定款に違反し
てでん補したとき。
二 組合がでん補額を不正に認定
してでん補したとき。

三 組合が不正の目的をもつて前
二條の規定による通知を怠り、
又は虚偽の通知をしたとき。

(委付による政府の取得権利)

第百二十二条 組合は、省令の定め
るところにより、委付によつて取
得した一切の権利の行使又は处分
に関する事項を定めて農林大臣の
承認を受けなければならない。

2 農林大臣が、前項の承認をした
ことを處理する。

(再保険料率)
第百一十七条 再保険料率は、組合が
農林大臣の認可を受けて定めた純
保険料率と同率とする。
(危険の消滅)
第百十八條 政府は、組合が第三十

八條の規定により保険料の払戻日
したときは、政令の定めるところ
により、再保険料の一部を払い戻
すことができる。

ときは、政府は、組合に対して再
保険金額を支払うものとする。
前項の規定により再保険金額の支
払を受けた組合は、委付によつ
て取得した一切の権利を行使し業
は、處分して得た金額から、その每
使又は處分に要した費用を控除し
た残額のうち再保険金額の保険金
額に対する割合によつて算出した
金額を、遅滞なく政府に還付しな
ければならない。

4 前三項の規定は、第五十四条の
規定で準用する商法第六百六十一
条及び第六百六十二條(保険代位)
の規定によつて、組合が権利を取
得した場合に準用する。

(政府を相手方とする訴の提起)
第百二十三條 組合が、再保険に関
する事項につき、政府を相手方と
する訴を提起するには、漁船再保
険審査会の審査を経なければなら
ない。

5 委員は、非常勤とする。
6 前各項に規定するものを除く
外、審査会の委員、議事及び運営
に関し必要な事項は、政令で定め
る。

(第四章 漁船保険中央会)

(設立の目的)

第百二十七条 組合は、漁船保険事
業の健全な発達を図るために漁船保
険中央会を設立することができ
る。

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

組合又は中央会の業務に関する前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その組合又は中央会に対しても同項の刑を科す。
但し、組合又は中央会の役員がその違反行為を防止するため相当の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、この限りでない。

第一百四十五条 左の場合には、組合又は中央会の役員又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可を受けなければならぬ場合にその認可を受けなかつたとき。

二 この法律による登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三 組合又は中央会がその目的でない事業をしたとき。

四 第二十六條第二項 (第一百三十八條第三項において準用する場合を含む) 又は第六十五條第五項(第七十一條第九項及び第一百三十八條第四項において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

五 第五十一条及び第五十二条の規定に違反したとき。

六 法令又は定款に違反して剩余金を処分し、又は保険金額を削減したとき。

七 第五十七条 (第一百三十八条第一項) 四項において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

八 第五十九條第一項、第六十條 又は第六十一條の規定に違反したとき。

九 第六十三條第一項 又は第六十四条第一項(これらの規定を第

百三十八條第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第六十三条第二項若しくは第六十四条第二項(これらの規定を第百三十八條第三項若しくは第四項の規定に準用する場合を除き)において准用する場合を含む。)の規定による閲覧を拒んだとき。

十一 第七十八條又は第七十九條第一項若しくは第四項の規定において准用する場合を除き組合の合併をしたとき。

十二 第八十四條又は第八十六條(これららの規定を第百三十八條第五項において準用する場合を含む。)に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十三 第八十五條(第百三十八條第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して財産を分配したとき。

十四 第八十七條(第百三十八條第五項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。)において準用する民法第七十九條第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十五 第八十七條において準用する民法第七十九條第一項又は同法第八十一條第一項の規定に違反してその公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

第八條第二項（第一百四十六條第三十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、千円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

漁船損害補償法施行法案
漁船損害補償法施行法
(漁船保険法の廃止)

第一條 漁船保険法（昭和十二年法律第二十三号）は、廃止する。
(旧組合)

第二條 漁船保険法（以下「旧法」という。）の規定による漁船保険組合（以下「旧組合」という。）であつて漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十三号。以下「新法」という。）の施行の際現に存するものについては、前條の規定にかかわらず、旧法の規定は、なおその効力を有する。

2 旧組合であつて新法の施行の日から八箇月を経過した時に現に存するものの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。
(新組合への組織変更)

第三條 旧組合は、前條第二項の期間内に定款を変更して、新法の規定による漁船保険組合（以下「新組合」という。）となることができる。

2 前項の旧組合の定款の変更は、旧法の規定にかかわらず、組合員の二分の一以上、且つ、組合員のうち組織変更後の新組合の組合員たる資格を有する者の半数以上が出席した総会において、出席した組合員の二の二以上、且つ、

出席した組合員のうち組織変更後分の新組合の組合員となる資格を有する者の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

(組織変更の場合の制限)

第四條 旧組合が組織変更により新組合となる場合には、区域を変更することができない。

第五條 旧組合が第三條の規定により定款変更の議決をしたときは、遅滞なく農林大臣に新定款を提出して組織変更の認可を申請しなければならない。

2 前項の申請に係る認可については、新法第十八條の規定を準用する。

(組織変更の登記)

第六條 旧組合は、組織変更の認可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において組織変更の登記をしなければならない。

2 前項の登記には、新法第八十八條第二項の事項を掲げなければならない。

3 旧組合は、第一項の登記をすることによつて新組合となる。

4 第一項の登記については、新法第八十八條第三項、第九十八條第一項及び第九十九條の規定を準用する。

5 第一項の登記の申請書には、定款及び組織変更に関する総会の議事録を添附しなければならない。

6 第一項の登記の申請書には、その旧組合の主たる事務所の所在地で登記する場合を除いて、その旧

組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。

7 旧組合の主たる事務所の所在地で第一項の登記をしたときは、登記官吏は、職権でその旧組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

8 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官吏は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

9 前項の通知があつた場合には、第七項の規定を準用する。

10 第七項（前項において準用する場合を含む。）の手続をしたときは、登記官吏は、その旧組合の從たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

11 前項の通知があつた場合には、第七項の規定を準用する。

（新組合が承継した旧保険関係の効力等）

第七條 旧法の規定による保険関係及び再保険関係であつて第三條の規定により新組合となつたものが旧組合から承継したこれらの保険関係及び再保険関係については、第一條の規定にかかわらず、旧法の規定は、なおその効力を有する。

第八條 新法の施行前に成立した保険関係及び再保険関係であつて新法の施行の際現に存するもの及び新法の施行後に旧法の規定により

この事務費は国が負担または補助するとともに、一定の漁船について義務加入制を設け、保険料の一部を国が負担するというのであります。

第一は、漁船保険組合であります。この組合は、現行制度と同様に、漁船の所有者をもつて組織し、組合員の所

有する保険の目的たる漁船につき、相

互保険としての損害保険事業を行

うあります。この漁船保険組合を業態

組合と地域組合との二種とし、業態組

合は、特定の漁業に従事する大型漁船

のみを保険の目的とし、その所有者を

もつて組合員とするのであります。次

に地域組合は、業態組合の保険の目的

となつていい漁船を保険の目的とするものであります。その区域は、原

則として都道府県の区域を区域とし、

國の財政援助はおもにこれに注がれる

ことになつております。

なお、漁船保険組合の行う保険は、

普通保険と特殊保険との二種であつ

て、そのおの／＼の内容は、大体現行

の漁船保険と同様であります。

第二は、義務加入制であります。こ

れが、今回の補償制度における本質的

な特長であります。漁業協同組合の

区域内に住所を有する一定の漁船を所

有する者の三分の二以上の同意があつ

たときは、これらの者のすべてが、そ

の所有する一定漁船の全部につき、普

通保険に付する義務を有することであ

ります。この一定漁船といふのは、昭

和二十七年度においては、とりあえず

総トン数二十トン未満の小型漁船のう

ちで、義務加入に適当なものと定めます。

第三は、政府の再保険であります。これは、ほとんど、現行漁船保険制度

と同様であります。

第四は、保険料等の国庫負担であります。まず、義務加入をする地区内に十トン未満の漁船で、保険額の百分の五十以上の保険金額を普通保険に付したときは、国は、その保険額の百分の五十に相当する保険金額に対する純保険料の百分の五十を負担するのであります。

これらの義務加入等の漁船につい

て、漁業協同組合が保険料を取立てて、その組合員にかわつて漁船保険組合に払込みをしたときは、漁船保険組合は、漁業協同組合に一定の事務費を

また政府の再保険については、附加再

保険料を徴収せず、その業務取扱費は

その全額を国が負担するほか、漁船保

険組合に対しても、その事務費に相当

大半の補助が行われることになります。

昭和二十六年度に比較すると、そ

の約八倍の補助金が、交付されること

になつております。

第五は、新たに、漁船保険組合は漁

船保険事業の健全な発達をはかるため

に、全国に一つの漁船保険中央会を設

立することができます。このようにいたしまし

たことであります。

以上が、漁船損害補償法案の概要で

あります。

次に漁船損害補償法施行法案につい

て申し上げます。この法律案のおもな

点は、現行漁船保険法を廃止し、漁船

は、占領軍の要請に基いて

操業した場合に生じたとき、「こう

による損害が、法令に違反して航行又

は操業した場合に生じたとき」、こう

なつております。そこで私のお尋ねし

たい点は、御承知のよろしく占領下の関

係で、いろ／＼占領軍の要請に基いて

航行の禁止、その他操業の禁止とい

つたようなことがたくさんあると思う

のですが、これが今度の行政協定で

損害補償法を施行するためには必要な経過措置等を規定したのであります。す

なわち、漁船保険法に基く漁船保険組合は、漁船損害補償法の施行後八箇月

以内に、その定款を変更して漁船損害補償法に基いた組合となり、旧組合の権利義務を承継することができます。

もし旧組合が、八箇月内にこの措置をとらなかつたときは、解散することになつております。

以上が、両法案に対する提案の理由

とその概要であります。何ぞ慎重に

御審議の上、すみやかに御賛成くださ

りますよう御願い申し上げます。

○川村(榮)委員 これより両案について

質疑に入ります。質疑の通告がありま

すので、これを許します。木村君。

○木村(榮)委員 実は前の法案は相当

見ておりますが、きよういただいたの

質問が條項に当てはまらない場合が

ありますと、條項などもかわつており

ますので、そういう点であるいは私

の質問が條項に当てはまらない場合が

どうになるかは存じませんが、大

きな点は、相当広汎に残

つて来るのではないかと考えております。

そういう点はどのように考えてお

るか。

○伊東説明員 お答えいたします。今

度の行政協定で、たとえば演習区域を

どこか提供するとか何とかいうことに

なると、これは今までと違いまして、

スキャッピングではなくて、行政協定の

予備作業班で今やつておるわけです。

そういうことの話合いで、どこでどう

承を願つておきたいと思ひます。従つてあと先いたしますけれども、その点

も御了承願い、同時に私の質問は今御

説明なさつた松田委員よりも、むしろ

水産庁の方から伺うような内容が多い

と思いますので、その点も御了承願い

たいと思います。

第一番にお尋ねしたい点は、四十六

條の問題題でございますが、「保険の目

的たる漁船につき、事故による損害

が」云々といざいます。これが非常に重大な

問題でございますので、海上保安庁が

認定するかあるいはその他の認定する

機関が水産庁なら水産庁にでもでき

て、そういうものの意見聽取もされ

て最後に決定するのか、その点を私は

はつきりしておかなければならぬと思

う。海上保安庁がやるという点は、今

法律的にはないが、大体の見通しがそ

うなるであろうということですね。

○伊東説明員 われ／＼そういうふう

の事故が小型船であるうが、大型船で

あらうが、あるわけですが、従つてそ

の判断は一体だれがやるのですか。た

とえば漁業従事いたしておつた者

が、これが違反してない現場でやつて

おつたと思つておる。ところが實際上

は、嚴密にこれをやる場合はそういう

命令なんか出た場合の禁止区域に入

つておる。こういう場合がなか／＼判

然としないと思うのですが、そういう

場合は何を基準に置いてその判断を

するか。

○木村(榮)委員 そうしますと、ただ

海上保安庁だけの問題だと相当問題が

ある。それは小さい——私は日本海の

沿岸なんですが、海上保安庁なんてよ

けいおりません。そうすると地区警察

署か、あるいは自治警察署か、水上警

察署といふものがあるわけですから、

そういうふたつのもののがあるか

か。こういう点はどのように考えてお

るか。

の大きな主張であつた。ちょうど養老保険におきまするよう年々漁業者がかけて参りますところの保険料によつて、木船でありますれば七年あるいは八年という船齡に達して代船を建造しなければならぬ時期になりましたならば、代船建造費が保険の給付によつて浮んで来る、こういうことにいたしますれば、漁業者の福利は非常に増進されるのであります。将来私どもはこの渔船損害補償制度をさらに前進させまして、内容を充実いたしまして、満期保険をぜひこの中に取入れて参りたいと思うのであります。また先ほど木村委員、松田委員からお話をありましたところの、政令による二十トン以内というのも、これは今日の漁業の実情に照しましてもより不満足であります。少くとも今日沿岸漁業として活動しておりますところの渔船は四、五十トンというのでありますし、登簿船が二十トンになつておるということは、これは非常に古い渔船のわけ方であります。私どもは登簿船、不登簿船の限界を今日二十トンに置いておる。そのこと自体が漁業の進歩せる今日の実情に適当でない、こう考えておるのであります。しかし、そういう意味合いからいたしまして、この国が保険料を半額負担する対象になりますところの指定渔船は、これは将来政令によりまして、国の財政とにらみ合せて、漸進的にこれを四十トン、五十トンあるいは八十五トンという線に引上げて行くべきものと考えておるのであります。また保険組合の事務費を国庫で負担するところの道を開いておりますが、私どもは当初これを半分国で補助するということを折衝いたしたのであります。また財政

の関係から三分の一」ということにならざるを得なかつた。この点についてもまことに不十分ではあります、そういう道が今回開かれたのであります。本法案を将来さらにいろいろ内容的に整備し、充実するという点はございます。私どもの理想とするところから見ますと、いまだしの感はござりますけれども、今日のわが国の財政の現況か

在わが国の保険組合の都道府県を中心として地域的に結集されておりますところの組織が、業態組合を濫立認可することによつてくずれて行く。そして保険組合そのものの力が弱化する、分散するということは、決して保険制度の趣旨に沿うゆえんでないと思う、こう私ども考えるものであります。つきましては、地域組合が、この義務加入その他的小型漁船の加入によつて内容が整備し、充実し、また国の保険組合に対する事務費等の助成が十分手厚く行われるようになります。業態別組合がわかつて行つても、地域組合が十分やつて行けるような経済内容になるべまでは、業態別組合を濫立せしめるような指導は行うべきではない。当局としては、業態別組合と地域組合の経営の成り立つようになつてから分配してやるべ

ようとりはからいます。

の中では、ただいま申し上げたように資力がないために転換することができないということと、小手縁をやつておるもののが利尻方面にも増毛方面にもあるのであります。こうしたまじめな業者があえて大手縁に転換せず、やむを得ずその仕事をやつておつたのであります。ところが網走においては昨年中はやつておつて、今になつてから許可を申請したところが、これを許可されただといふことで、北海道の漁民においては大きな問題となつておるのであります。たとえば釣路において昨年三十何そく、広尾においてこれまで三十九以上というものが小手縁を漁業しておつた、違反をして操業をしておつた。そうして非常に大きな問題となつて、北海道厅はこれに対するいろいろな方法を考え、正しい道に導いて行つたようによれ／＼は記憶しておるのであります。かかる状態のときにおいて、一旦きめられた要綱に基いて正しい方向によつて指導するのが水産厅の行政であろうとわれ／＼は考えておるのであります。一旦小手縁をもつて操業しておつて、翌年何かの理由をつけてこれを許可申請して、今許可された実体を見たときにおいて、北海道の他の地区の人々は、ああした行き方によつて再びわれ／＼に新しい大型の許可を與えるという議論が起つておるのであります。私は水産厅が網走における三そうないし四そうの大手縁の許可を與えたことは、その他の漁民が今小手縁の転換をするからという議論が出ておると同じ意味合いに聞こえているのであります。これらについて水産厅はどのようなお考えをもつて対処されるか、聞きたいのであります。

大いに喜んで
おもてなしを

損害補償法案及び漁船
法案を一括して採決い
賛成の諸君の御起立

○川村委員長 起立多数。よつて両案は、原案の通り可決いたしました。
なおただいま可決いたしました両案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思
いますが、御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○川村委員長 御異議なしと認め、さ

ようとりはからいます。

○川村委員長

第一類第十号

○伊東説明員 お答えします。今御質問の点であります、私実は詳細の事情は覚えておりませんので、詳細はこの次まで調べましてお答えしたいと想うのであります。私聞きましたら、北海道だけで二つ事例があります。今松田委員が御質問になりました問題と、もう一つ許可書は出してあつたが、それが役場にとまつていて出て来なかつたというような事例が二つあります。中で一回相談したことを覚えております。それをやりましたときには両方とも、北海通に與えた百九十何隻でありますか、はつきり覚えておりませんが、そのわく内だということで許可したこと覚えております。その許可します際に北海道厅から、わく内といえども一回陸業しようといったものをまたやろうとか、書類が遅れたものなどは今後やめるということでお札をつけてやつたことを覚えておりますが、今松田委員がおつしやいました基本的な根本方針はどうなつておるかといふ御質問であります、その点は調査した上でこの次に答弁させていただきたいと思います。

思います。八月以前に書類を出しておるのに、役場で机の中にしまい込んでおることで申達し、役場の事務の疎漏としておるのではありません。この点一緒にされでは非常な迷惑であるのです。それを許可されたこととわれくは記憶しておるのであります。この点一緒にな行き方であつて、それを北海道府も水産庁にやむを得ざる事態であるといふことを忘れたというので、業者は実際はじめに申達の謝罪状まであつたためにそれを許可されたこととわれくは記憶しておるのであります。この点一緒にされでもいけないのだという水産庁の意向があつたならば、鈴木某といふ者も大きな意味においてこれを取消してやつてもやむを得ない、北海道の水産行政を確立するために敢然と立つていただきたい、われくはかようにも思ひます。釧路、広尾、また日本海、オホーツク海、あらゆる方面にまだ小手探しをやつておる者があるように聞くのであります。これは要するに水産庁の方針が一定しないからと思うのであります。もし一定した確信を持つておつたならば越佐海峡のような小さな問題、これらも一括して次の委員会において説明を求めたいと思ひます。そのときに正しい議論によつてすばべてが善処されることを希望してやらないのであります。どうか次の委員会には、あらゆる資料を御提出の上御答弁願いたいと思います。

の農林省令で、旋網漁業の問題が出来ました。そうしていわゆる大海区制が出来たのですが、問題は、私の島根県の問題です。この大海区制によつて、これからいよいよ農林省令に基いてやるようになつた。ところが御承知のように、私の方の漁業は一本つりとか、刺網とかいう零細漁民が多くて、大体半農半漁合せて十五万生活しておる。今までまさき網の中型程度のものが三十統ばかり許可になつて、県でやつております。今度の大湊区制で大型船が六十統も入つて来ることになつております。しかもその沿岸四海里まで入つてさしつかえないということになつてしまつて、今県をあげて大騒ぎであります。この間の県漁連の大会の決議とかなんとかで、とにかくこれは漁民の死活問題だから、何とかしてこれは考え直してもらわなければどうにもやつて行けない。私たちのいなかの封建的な漁民でございまし、しかもその幹部諸君もおとなしい者ばかりであります。にもかかわらずこれではやつて行けないから、とにかく東京へ陳情出かけて、生きて帰らぬというかつこうでやつて行こうじやないかという決意を固め、また運動費も新聞紙の報道で御承知の通り、二百万円ぐらいを計上してやつております。このことは單に具体的な操業を開始するようになつて來

ますと、全国各方面にこういったような零細漁民の困窮といいますか、実際やつて行けないような状態も起つて来ると思う。特にの方なんかは、山口県の方から大資本がやつて来ますと、大刀打ちできない零細漁業ばかりです。そこで私たちの聞きたい点は、一体直接衝に当る漁政部長は、これはうまく行くとお考えになつておるか。こういう点を押し通しても、大丈夫やつて行けるというお考えか。相当困難があつて、何とかこれは再検討しなかつたならばいかぬのじやないかという考え方か。この点を漁政部長は、いや、それは根本は大臣あるいは水産庁長官と言われましようが、実際問題としてはあなたが衝に当つておられるので、この際それを伺つておきたい。

ておりますせん。それでいゞ、問題になります点は、操業上の問題、たとえば夜間操業を島根県のさばのきんちやく業者もやらなければ、ほかの県もやらぬとか、そういう操業上の條件を話し合つて行くことによつて、この省令の目的は達して行ける。そういうことはもちろん御相談しなければならぬと思ひますが、あの海区制をやめるとか、何か別な方法を考えるということは今考えておりません。ただ、今申し上げましたように、操業を県内のものと同一にするということは、そういう態勢をとつてやつて行く必要はもちろんあるというふうに考えますが、この制度を根本から直さなければいかぬとかいふことは考えておりません。

細にわたつては、私はまたおじやまといたしまして、御高見を拜聴し、またこちらの意見を申し述べさせていただきたいと思想います。

○川村委員長 本日の委員会に十勝沖地震及び津波による漁業災害の復旧対策を議題として、審議を進めたいと思ひましたが、本問題はさきに漁船損害補償及び漁業災害補償に関する小委員会に付託になつておりますので、本委員会散会直後協議会を開きたいと思ひますから、御了承を願います。

本日はこの程度にとどめ、次回の委員会は公報をもつてお知らせいたします。散会いたします。

午後零時十七分散会

〔参照〕

漁船損害補償法案（松田鐵藏君外十
三名提出）に関する報告書

漁船損害補償法施行法案（松田鐵藏
君外十三名提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年三月二十九日印刷

昭和二十七年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 序